

○社会福祉・医療事業団の行う貸付における薬局の推薦について

(昭和六〇年五月一日)

(薬企第二〇号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局企画課長通知)

社会福祉・医療事業団の薬局に対する貸付については、従来から都道府県知事に推薦書の発行を依頼してきたところであるが、その取扱いが昭和六〇年七月一日より簡素化されることとなったので、左記事項に御留意のうえ、薬局に対する社会福祉・医療事業団の融資の円滑な運営に御協力をお願いする。なお、これに伴い薬企第三八号昭和五〇年九月一日付け厚生省薬務局企画課長通知を廃止する。

記

1 都道府県知事の推薦について

従来、「調剤を専門とする薬局」及び「主として調剤を行う薬局」として融資を希望する薬局は、都道府県知事の発行する推薦書を社会福祉・医療事業団に提供することとなっていたが、この取扱いが改められ、推薦書が不要とされること。

なお、これに伴い、社会福祉・医療事業団から直接都道府県知事に対し、推薦を行うかどうかにつき照会がなされること。

2 推薦を行う際の判断基準について

「調剤を専門とする薬局」及び「主として調剤を行う薬局」とは、都道府県知事が別記基準に現に適合しているか、又は、社会福祉・医療事業団の融資を受けた後適合することとなると認めるものであること。

なお、「主として調剤を行う薬局」については、将来調剤を専門とする薬局になる意思のある薬局をいうものであること。

3 推薦の取消しについて

都道府県知事は、「調剤を専門とする薬局」及び「主として調剤を行う薬局」が別記基準に適合しなくなつたと認めるときは推薦を取り消し、その旨社会福祉・医療事業団に連絡すること。

別記基準

1 「調剤を専門とする薬局」

- (1) 健康保険法(大正一一年法律第七〇号)第四三条第三項に規定する保険薬局及び国民健康保険法(昭和三三年法律第一九二号)第三七条に規定する療養取扱機関であること。
- (2) 調剤業務を専門とし、販売部門を有しない薬局であること。
- (3) 夜間及び休日における調剤について、配慮されていること。

2 「主として調剤を行う薬局」

- (1) 健康保険法第四三条第三項に規定する保険薬局及び国民健康保険法第三七条に規定する療養取扱機関であること。
- (2) 調剤用医薬品を四〇〇品目以上備蓄している薬局であること。
- (3) 夜間及び休日における調剤について、配慮されていること。